

議案第16号

逗子市地域活動センターの指定管理者の指定の期間の変更について

逗子市地域活動センターの指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

1 施設の名称及び位置

(名 称) 南ヶ丘自治会館

(位 置) 逗子市小坪7丁目11番15号

2 指定管理者の名称及び所在地

(名 称) 逗子南ヶ丘自治会 会長 大塚知哉

(所在地) 逗子市小坪7丁目11番15号

3 指定の期間の変更

(変更前) 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

(変更後) 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

令和6年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

(提案理由)

南ヶ丘自治会館の廃止に伴い逗子市地域活動センターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。